

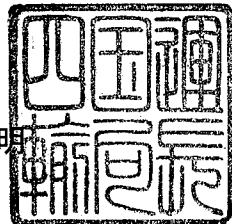
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月16日付け四運自公第40号以下「運賃制度という。」）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成22年6月28日

四国運輸局長 宮村 弘明



記

1. 適用する運賃適用地域

四国運輸局管内全ての運賃適用地域

2. 車種区分

別表のとおり

3. 区分基準

別表のとおり

附 則

- 1 この公示は、平成22年7月1日から適用する。
- 2 車種区分については、車両代替までの間、従前の車種区分によることができるものとする。
- 3 「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」（平成21年10月28日付け四運自公第41号）は、平成22年6月30日限り廃止する。

別表

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち乗車定員7人以上のもの。</p> <p>ただし、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち総排気量が2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超える、かつ、乗車定員6人以下のもの。</p> <p>寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7人以上のもの。</p>
中型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上で、かつ、乗車定員6人以下のもの、又は普通自動車のうち総排気量が2リットル以下（ディーゼル機関を除く。）で、かつ、乗車定員6人以下のもの。</p> <p>ただし、ハイブリッド自動車で同条に定める普通自動車のうち総排気量が2リットル以下（ディーゼル機関を除く。）で自動車の長さが4.6メートル未満で、かつ、乗車定員5人以下のものを除く。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。</p> <p>ただし、内燃機関を有しない普通自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で、かつ、乗車定員5人以下のものを除く。</p> <p>普通自動車であって寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6人以下のもの。</p>
小型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で、かつ、乗車定員5人以下のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車で同条に定める普通自動車のうち総排気量が2リットル以下（ディーゼル機関を除く。）で自動車の長さが4.6メートル未満で、かつ、乗車定員5人以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち内燃機関を有しないもので自動車の長さが4.6メートル未満で、かつ、乗車定員5人以下のもの。</p> <p>小型自動車であって寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6人以下のもの。</p> <p>軽自動車（検査対象軽自動車であって二輪自動車を除く。）。</p>

- 備考 ① 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。
- ② 自動車の乗車定員は、新型自動車の届出をしたときの乗車定員とする。ただし、バス型自動車の改造車、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く。
- ③ ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
- ④ 軽自動車については、電気自動車又は福祉輸送に限るものとする。